

新しい住居表示のおしらせ

「第26次住居表示整備事業」

令和6年10月21日から
住所の表し方が変わります



若松つつん



会津若松市PRキャラクター

© AizuwakamatsuCity

会 津 若 松 市

－ も く じ －

1. はじめに	P 1
2. 住居表示とは	P 1
【参考図解】住居表示が実施されると、何が変わるのか	P 2
3. 住居表示が実施されると	P 3
■土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の例	P 4
■建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の例	P 4
4. 新しい住所は、このような方法で決まります	P 5
(1)街区符号（○番）	
(2)住居番号（○号）	
5. 住居表示変更通知書	P 6
6. 本籍更正通知書	P 7
7. 住居表示変更証明書	P 8
8. 住居表示実施に伴う住所の変更について	P 9～P 20
●自動的に書き換えられる主なもの	
○市役所で自動的に書き換えられる主なもの	P 9～P 10
○「法務局」「年金事務所」「NTT」「ガス会社」で自動的に書き換えられるもの、 郵便局への「転居届」は不要です	P 11
●ご自分で住所変更手続きをしていただく主なもの	
●令和6年10月21日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただく主なもの	
【会津若松市役所】【会津図書館】【農業委員会事務局】	P 12～P 13
【普通自動車・二輪車の車検証、軽二輪の届出済証】	P 14
【軽自動車・軽トレーラーの車検証】	P 14
【自動車運転免許証】【電気】	P 15
【年金】【パスポート】【その他】	P 16

●令和6年11月25日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただくもの

【不動産（土地・建物）】	P 17 ～ P 20
ー不動産所有者の住所変更登記申請書記載方法ー	P 17 ～ P 18
登記申請書記入例	P 19
委任状の記入例	P 20
9. 町名表示板・住居番号表示板、街区表示板の取付け	P 21
10. 新築・改築をした場合は「住居番号付番届」が必要になります	P 22
11. よくあるお問い合わせ 【住居表示実施時】	P 23 ～ P 30
●新しい住所、住居表示について	P 23
●住居表示変更通知書・証明書について	P 23
●本籍について	P 24
●土地・建物の登記について	P 24 ～ P 25
●自動車運転免許証について	P 26
●自動車車検証について	P 26
●マイナンバーカードについて	P 26 ～ P 27
●その他の手続きについて	P 27 ～ P 28
●令和6年10月21日以降、建物を新築・建て替えをした場合について	P 28 ～ P 29
●郵便について	P 29
●町名表示板・住居番号表示板、街区表示板について	P 29 ～ P 30

1. はじめに

皆様がお住まいの、国道 401 号と J R 只見線に囲まれた、門田町大字飯寺字村西の一部、同字村東の全部、同字上川原の一部、同大字日吉字丑湊の一部、同大字徳久字竹之元の一部において、令和 6 年 10 月 21 日（月曜日）から、住居表示が実施され、皆様の住所等が変わります。

これに伴い、「飯寺南一丁目（にいでらみなみいっちょうめ）」「飯寺南二丁目（にいでらみなみにちょうめ）」「飯寺南三丁目（にいでらみなみさんちょうめ）」「飯寺南四丁目（にいでらみなみよんちょうめ）」が新設され、町名が変わります。

そこで、「住所などはどのような表し方になるのか。」「住所が変わることによりどのような手続きが必要になるのか。」など皆さんが疑問に思われることをまとめました。

住居表示は、皆さんの住所をより分かりやすいものにするための制度です。この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

2. 住居表示とは

これまでの住所は、「会津若松市門田町大字飯寺字村西 1234 番地」のように、土地の地番を用いて表してきました。しかし、地番はもともと居住の状況ではなく「土地の所有者は誰か」を表すための番号です。そのため、土地の分筆により枝番（1234 番地 ^{本番} の ^{枝番} 56）が生じたり、合筆により欠番が生じるため、地番の並びが次第にばらばらとなり、場所が分かりにくくなってきます。さらに、字の区域の人口が過大になっています。

こうした不便を解消して分かりやすい住所を設定するために、昭和 37 年に法律により定められたのが住居表示制度です。

まず、住居表示では、町の中を道路や河川で囲まれたいくつかの「^{がいく}街区」に分け、「街区符号（○番）」を決めます。次に、街区ごとの主要な道路に沿って原則 10 m 間隔で、時計回りに基礎番号を振り、建物の主な出入口が対応する基礎番号をもとに、建物の「住居番号（○号）」を決めます。

こうして、新しい住所は「会津若松市 飯寺南一丁目 2 番 3 号」のように表します。
町名 街区符号 住居番号

この例では「飯寺南一丁目」が町名、「2 番」が街区符号、「3 号」が住居番号になります。

街区符号や住居番号の付け方には規則性があるので、住所として見つけやすく、分かりやすいものとなります。

【参考図解】住居表示が実施されると、何が変更になるのか

①住居表示実施前 (現在の表記)

《地名》福島県会津若松市 門田町大字〇〇字〇〇

・住所の表記	1234番地の1	—	1234番地の10	1234番地の3
・本籍の表記	1234番地1	—	1234番地10	1234番地3
・家屋番号	1234番1	—	1234番10	1234番3
・土地の現状				
・地番 (土地番号)	1234番1	1234番2	1234番10	1234番3

②住居表示実施後 (令和6年10月21日からの表記)

《地名》福島県会津若松市 飯寺南▲丁目

・住所⇒住居表示	2番11号	—	2番15号	2番16号
・本籍の表記	1234番地1	—	1234番地10	1234番地3
・家屋番号	1234番1	—	1234番10	1234番3
・土地の現状				
・地番 (土地番号)	1234番1	1234番2	1234番10	1234番3

■住居表示と地番等の関係

【例示】

《住居表示実施前》

住所：門田町大字〇〇字〇〇 1234 番地の 1 ⇒ 飯寺南▲丁目 2 番 11 号
 本籍：門田町大字〇〇字〇〇 1234 番地 1 ⇒ 飯寺南▲丁目 1234 番地 1
 地番：門田町大字〇〇字〇〇 1234 番 1 ⇒ 飯寺南▲丁目 1234 番 1
 家屋：門田町大字〇〇字〇〇 1234 番 1 ⇒ 飯寺南▲丁目 1234 番 1

《住居表示実施後》

参 考

1. 住所と本籍

- 住所：居住の所在。住民登録することで住民基本台帳に登載（住民票が作成）される。
- 本籍：戸籍の所在。現住所と関係なく国内に存在する地名地番に置くことができる。

2. 住居表示と地番・家屋番号

- 住居表示：市が建物ごとにつける番号。住所としてその所在をわかりやすくする。
 - 地 番：法務局において登記されている土地ごとにつけられている番号。
 - 家屋番号：法務局において登記されている建物ごとにつけられている番号。
- ※法務局では、地番ごと、家屋番号ごとに、登記情報が作成され整理されている。

3. 住居表示が実施されると

住居表示が実施されると、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍、郵便番号、不動産の表示が以下のように変わります。

- (1) 新しい【住所】は、新町名と街区符号、住居番号で表示します。

会津若松市 飯寺南〇丁目 〇番 〇号
新町名 街区符号 住居番号

※ 会津若松市と飯寺南〇丁目の間に「門田町」は入りません。

- (2) 【郵便番号】は、以下のとおりとなります。

町名	郵便番号
飯寺南	965-0840

※ 新しい郵便番号は、令和6年10月21日（月）からご利用ください。

※ 飯寺南一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ともに、同じ郵便番号となります。

- (3) 実施区域内に本籍がある方の【本籍】の表記は、町名のみが変わりますが、番地は変わりません。

市において変更しますので、届け出る必要はありません。

福島県会津若松市 飯寺南〇丁目 〇〇番地〇
新町名 ※枝番がない番地は「〇〇〇番地」

例) 「会津若松市門田町大字飯寺字村西 600 番 1」に本籍がある場合

- ・現在の本籍： 福島県会津若松市 門田町大字飯寺字村西 600 番地 1
- ・実施後の本籍： 福島県会津若松市 飯寺南四丁目 600 番地 1

※実施区域以外に本籍がある方は、変更ありません。

- (4) 不動産登記簿における不動産の表示（表題部）は、町名のみが変わりますが、地番と家屋番号は変わりません。

法務局において変更しますので、届け出る必要はありません。

会津若松市 飯寺南〇丁目 〇〇〇番〇
新町名 ※枝番がない地番は「〇〇〇番」

例) 「会津若松市門田町大字飯寺字上川原 20 番」の土地と建物を所有している場合

- ・現在の不動産の表題部： 会津若松市 門田町大字飯寺字上川原 20 番。家屋番号:20 番
- ・実施後の “ ” ： 会津若松市 飯寺南四丁目 20 番。家屋番号:20 番

■土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の例

福島県会津若松市飯寺南四丁目2000				全部事項証明書（土地）	
表題部 （土地の表示）		調整	余白	不動産番号	0000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	会津若松市門田町大字飯寺字村西			余白	
	会津若松市飯寺南四丁目			令和6年10月21日変更 令和6年10月21日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2000番	宅地	210	19	余白	
権利部（甲区）		（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権保存	平成10年10月10日 第12345号	原因 平成10年10月10日売買 所有者 会津若松市門田町大字飯寺字村西10番地 会津太郎		
権利部（乙区）		（所有権以外の権利に関する事項）			
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。					
令和6年12月1日 福島県方法務局若松支局					
登記官 ○ ○ ○ ○					
福島県方法務局若松支局登記官之印					

【表題部】
法務局が変更します

【権利部】
所有者住所はご本人
による変更手続きが
必要です

■建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の例

福島県会津若松市飯寺南四丁目2000				全部事項証明書（建物）	
表題部 （土地の表示）		調整	余白	不動産番号	1234567890123
所在図番号	余白				
所在	会津若松市門田町大字飯寺字村西 2000番地			余白	
	会津若松市飯寺南四丁目 2000番地			令和6年10月21日変更 令和6年10月21日登記	
家屋番号	2000番			余白	
①種類	②構造	③床面積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板 葺2階建	1階 2階	60.80 45.60	平成11年11月11日新築 〔平成11年11月22日〕	
所有者 会津若松市門田町大字飯寺字村西2000番地 会津太郎					
権利部（甲区）		（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権保存	平成11年12月10日 第23456号	所有者 会津若松市門田町大字飯寺字村西10番地 会津太郎		
権利部（乙区）		（所有権以外の権利に関する事項）			
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。					
令和6年12月1日 福島県方法務局若松支局					
登記官 ○ ○ ○ ○					
福島県方法務局若松支局登記官之印					

【表題部】
法務局が変更します

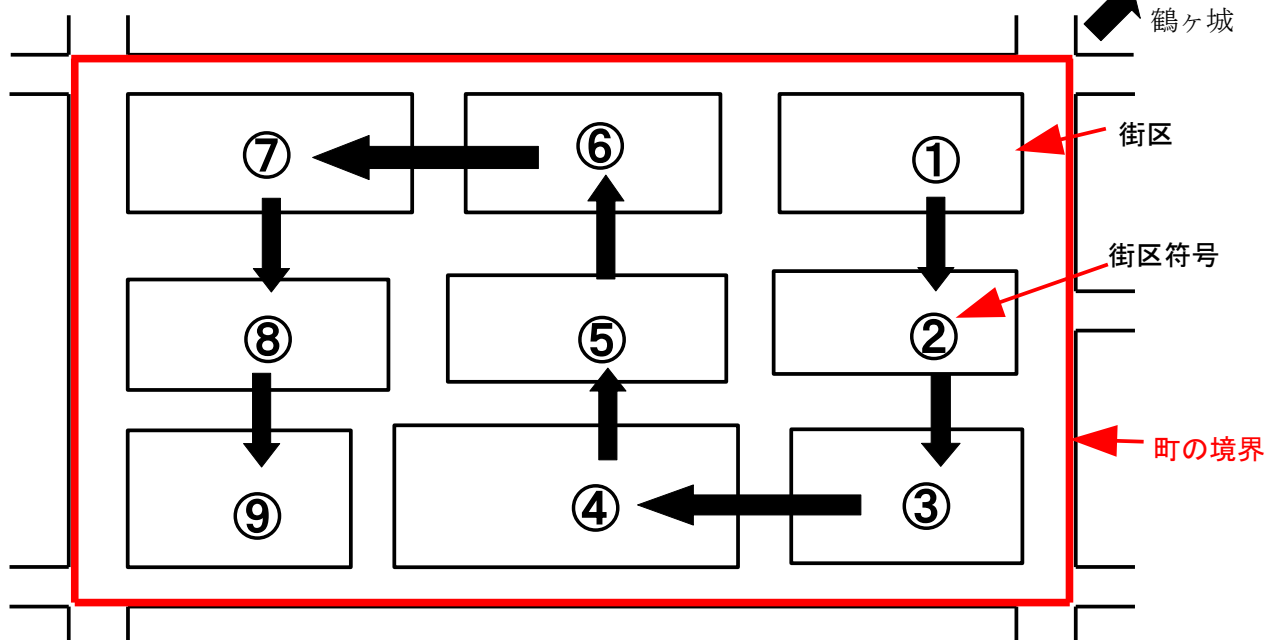
【権利部】
所有者住所はご本人
による変更手続きが
必要です

4. 新しい住所は、このような方法で決まります

新しい住所は、「街区符号」と「住居番号」で表され、下記の方法で決まります。

(1) 街区符号（○番）

新しい町界を道路や水路等でいくつかの街区に区切り、順番に番号を付けます。この番号を街区符号といい、「○番」で表します。

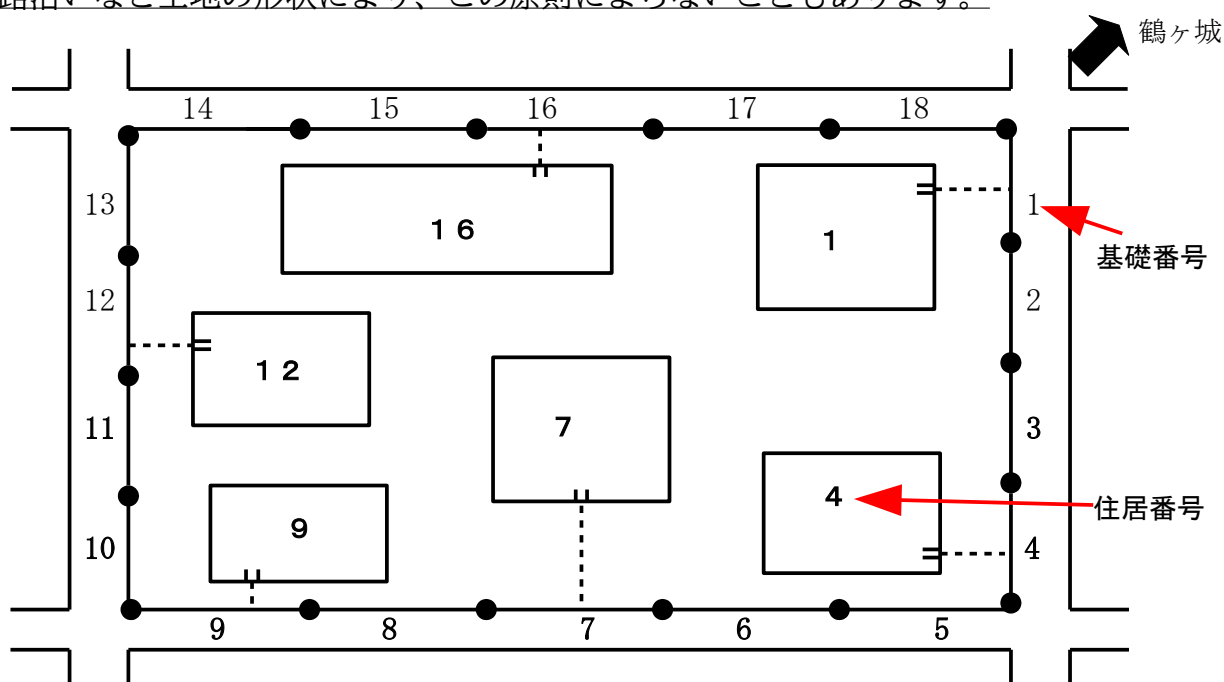


(2) 住居番号（○号）

街区ごとに主要な道路に沿って、原則 10 m 間隔で基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の主な出入口が、どの基礎番号に当たるかによって決まり、「○号」で表します。

水路沿いなど土地の形状により、この原則によらないこともあります。



5. 住居表示変更通知書（実施区域内の全住民・事業所）

「住居表示変更通知書」は、あなたの新しい住所をお知らせするものです。

この通知書は、住居表示実施日の令和6年10月21日(月)までに、各個人又は各事業所宛てに5通ずつ、郵送でお届けします。

住居表示変更に伴う諸手続きをする際の証明書としてご利用ください。足りなくなった場合や紛失した際には、住居表示変更証明書（8ページ参照）を申請して下さい。

〒965-〇〇〇〇

福島県会津若松市門田町大字〇〇

字〇〇 △△番地の△

（ 個人名又は事業所名 ）様

通 知 書

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

氏 名 又 は 名 称		〇 〇 〇 〇
住所 居所 施設の場所	の表示	実施前 会津若松市 門田町大字〇〇字〇〇 △△番地の△
	の表示	実施後 会津若松市 飯寺南〇丁目 〇番 〇号
住居表示の実施期日		令和6年10月21日

令和6年10月〇〇日

福島県会津若松市長 〇〇 〇〇

福
島
県
会
津
若
松
市
長
之
印

※この通知書は、住居表示実施日の令和6年10月21日（月）からお使いください。

【注意】自動車運転免許証の変更手続きにあたり、住所の他に本籍の表示も変わる方（実施区域内に本籍がある方）は、本籍も変更する必要があります。

詳細は、15ページの【自動車運転免許証】をご確認ください。

6. 本籍更正通知書（実施区域内に本籍がある方）

住居表示実施区域内に本籍がある方は、本籍も変更になります。

「本籍更正通知書」は、あなたの本籍が変更されたことをお知らせするものであり、住居表示実施日以降（令和6年11月上旬）に、郵送でお届けします。

なお、住居表示実施区域外に本籍がある方は変わりませんので、本籍更正通知はありません。

令和6年〇月〇日

[illegible]

○ ○ ○ ○ 様

福島県会津若松市長 ○○ ○○

福島県
会津若松
市長之印

本籍更正通知書

地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づく住居表示の変更により、あなたの本籍を下記のとおり更正しましたので通知します。

筆 頭 者		○ ○ ○ ○
本 籍 の 表 示	実 施 前	福島県会津若松市 門田町大字○○字○○ △△番地△
	実 施 後	福島県会津若松市 飯寺南○丁目 △△番地△
住 居 表 示 の 実 施 期 日		令和6年10月21日

○本籍を変更した人の氏名

(順不同)

- ※ 実施区域内に本籍がある方は、自動車運転免許証の本籍の変更手続きをする際に、本籍更正通知書の提示が必要になります。詳細は、15 ページの【自動車運転免許証】をご確認ください。
- ※ 分筆・合筆等により本籍のある地番がなくなっている場合は、職権変更できないことがあります。該当する方には、別途、お知らせします。
- 転籍届により本籍を変更することも可能ですが、変更しなくても支障ありません。

7. 住居表示変更証明書

「住居表示変更証明書」は、あなたの住所が住居表示により変更になったことを証明するものです。住居表示変更に伴う諸手続きをする際の証明書としてご利用ください。

この証明書は、市民課総務グループ、北会津支所・河東支所、各市民センターにおいて、実施日（令和6年10月21日）以降に、必要な枚数を無料で発行します。

証 明 書

氏名、名称又は施設の名称		○ ○ ○ ○
住 所 } 居 所 } の表示 施設の場所	実施前	会津若松市 門田町大字○○字○○ △△番地の△
	実施後	会津若松市 飯寺南○丁目○番○号
住 居 表 示 の 実 施 期 日		令和6年10月21日
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。 ○年○月○日 申 請 者 ○ ○ ○ ○ 福島県会津若松市長		

上記のとおり相違ないことを証明する。

○年○月○日

福島県会津若松市長 ○○ ○○

福島県
会津若松
市長之印

※下記①～③のいずれかの本人確認書類を持参してください（有効期限内のもの）。

- ① 顔写真付きの身分証明書 1点（運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）
- ② 行政機関発行書類 2点（健康保険証、介護保険証、年金手帳など）
- ③ ②の行政機関発行書類1点と（診察券、学生証、通帳など）1点

8. 住居表示実施に伴う住所の変更について

住居表示の実施に伴う住所変更では、市役所や公共機関等が管理する住所は、基本的に職権で変更されますので、住所変更を届け出る必要はありません。

しかし、皆様のお手元にある運転免許証・マイナンバーカード・土地建物の登記簿など、ご自分で住所変更手続きをする必要があるものもございます。

また、住所変更手続きに際して費用がかかる場合もありますので、ご了承ください。

○ 市役所で自動的に書き換えられる主なもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	変 更 欄	内 容
○住民票 ○戸籍の附票 ○印鑑登録原票	住所欄	市民課で、新しい住所に書き換えます。
○戸籍簿	本籍欄	市民課で、新町名に書き換え通知します。
○後期高齢者医療被保険者証 ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ○後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ○国民健康保険被保険者証 ○国民健康保険高齢受給者証 ○国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国民健康保険特定疾病療養受療証	住所欄	国保年金課で、新しい住所に書き換えたものを郵送します。 1週間から2週間程度かかるため、新しいものが届くまでは、古い住所のものを各医療機関に提示してください。
○介護保険被保険者証 ○介護保険負担割合証 ○介護保険負担限度額認定証	住所欄	高齢福祉課で、新しい住所に書き換えたものを郵送します。
○子ども医療費受給資格証 ○ひとり親家庭医療費受給資格者証	住所欄	こども家庭課で、新しい住所に書き換えたものを郵送します。
○通所給付費受給者証 ○障がい福祉サービス受給者証 ○タイムケア事業受給者証	住所欄	こども家庭課で、更新時に、新しい住所に書き換えたものを郵送します。
○支給認定証 ※教育・保育施設の利用に関するものです。	住所欄	こども保育課で、新しい支給認定証を交付します。
○こどもクラブ利用申請書兼児童台帳	住所欄	こども保育課で、新しい住所に書き換えます。

項 目	変 更 欄	内 容
○固定資産税課税台帳・補充課税台帳	所在欄	税務課で、新しい所在に書き換えます。
○法人市民税課税台帳	本店所在地欄	税務課で、新しい所在地に書き換えます。
○原動機付自転車(125cc 以下)及び 小型特殊自動車(農耕用、その他) の所有者台帳	住所欄 所在地欄	税務課で、新しい住所（法人は所在地） に書き換えます。
○納税通知書	住所欄	税務課で、新しい住所（法人は所在地） に書き換えます。
○給水装置台帳	設置場所欄	上水道施設課で、新しい住所に書き換えます。
○下水道台帳	住所欄	下水道施設課で、新しい住所に書き換えます。
○下水道事業受益者負担金	受益所在地 納付書送付先 口座振替領収 書送付先	下水道施設課で、新しい住所に書き換えます。
○水道料金	水栓所在地 納付書送付先 口座振替領収 書送付先	上下水道局総務課で、新しい住所に書き換えます。
○下水道使用料等	水栓所在地 納付書送付先 口座振替領収 書送付先	上下水道局総務課で、新しい住所に書き換えます。
○清掃手数料（し尿くみ取り）	住所及び 汲み取り所在 地	廃棄物対策課で、新しい住所に書き換えます。
○市営墓地使用者台帳	本籍・住所欄	都市計画課で、新しい本籍・住所に書き換えます。
○畜犬登録原簿	住所欄 (飼い主・犬)	健康増進課で新しい住所に書き換えます。
○学区 ○市立学校への連絡	学区の変更はありません。 教育委員会より市立学校へ住居表示の変更を連絡します。 ※市立以外の小学校・中学校及び高等学校へは連絡されませんので、ご自分でご連絡をお願いします。	
○認可保育所、認定こども園、地域型 保育施設、幼稚園への連絡	こども保育課より、各施設に住居表示の変更を連絡します。 ※子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（富岡幼稚園）・認可外保育施設については、ご自分でご連絡をお願いします。	

○ 法務局において職権で書き換えられるもの

項 目	変 更 欄	内 容
○土地登記簿 ○建物登記簿	表題部の所在欄	福島地方法務局若松支局で、変更後の町名に書き換えます。 ただし、甲区の所有者・乙区の債権者・抵当権者等の住所は自動的には変わりませんので、住所変更手続きが必要になります。

例) 登記簿表題部「門田町大字〇〇字〇〇12番3」は、「飯寺南〇丁目12番3」に書き換えられます。
ただし、所有者欄のご自身の住所は変わりませんので、変更手続きが必要になります。

○ 年金事務所で自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	変更欄	内 容
○国民年金を受給されている方、国民年金第1号（ご自身で保険料をお支払いしている方）で加入されている方 ○厚生年金を受給されている方、厚生年金に加入されている方、国民年金第3号で加入されている方	住所欄	年金事務所で新しい住所に書き換えます。

○ N T Tで自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	内 容
○加入電話等の設置場所住所	N T Tで新しい住所に書き換えます。

※N T T以外とご契約の方は、恐れ入りますが、ご契約の事業所にお知らせください。

○ ガス会社で自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	内 容
○若松ガス利用者の登録名簿	若松ガスで新しい住所に書き換えます。
○会津ガス利用者の登録住所	会津ガスで新しい住所に書き換えます。

※上記ガス会社以外とご契約の方は、恐れ入りますが、ご契約の事業所にお知らせください。

○ 郵便局への「転居届」は不要です

旧住所宛の郵便物は、日本郵便株式会社において、新しい住所に配達することになりますので、一般的な住所変更の際に必要な、転居届の届け出は不要です。

なお、住居表示変更実施後に旧住所で届く郵便物の取り扱いについては「2年間は配達可能」であることを確認しております。

●令和6年10月21日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただく主なもの

【会津若松市役所】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまで)	申請できる 方(誰が)
○マイナンバーカード (個人番号カード) 	○マイナンバーカード ○本人以外の同一世帯の方が 申請する場合は、窓口に来 られる方の本人確認書類が 必要です。 ※暗証番号(数字4ケタ)の 入力必須です。 忘れた場合は、ご本人が 市民課で、暗証番号の再設定 を申請する必要があります。	・市民課 ・各支所 ・各市民 センター 【問い合わせ】 市民課 TEL(0242) 39-1229	実施日以降 すみやかに 手続きをお 願いたし ます。 ※なお、来庁する時間 帯によっては、手続 き終了までに時間が かかることもありま すので、時間に余裕 をもってご来庁くだ さい。	○本人 ○同一世帯 の方
●別世帯の方が申請する場合は、手続きに数日かかりますので、 詳細につきましては、市民課までお問合せください。				
※マイナンバーカードの「署名用電子証明書」の発行について e-Tax やふるさと納税、新規証券口座開設など、インターネットを利用した認証や申請等の手 続きをされる方は、署名用電子証明書の発行手続きが必要となります。この手続きには、署名用 電子証明書の暗証番号(6～16桁英数)が必要です。また、市民課でのみ受付ます。(インター ネットを利用しない方は、この手続きは不要です。) ただし、代理での手続きについては、市民課までお問合せください。				
○住民基本台帳カード (顔写真付のものに限る) 	○住民基本台帳カード ○本人以外の同一世帯の方が 申請する場合は、窓口に来 られる方の本人確認書類が 必要です。 ※暗証番号(数字4ケタ)の 入力必須です。 忘れた場合は、ご本人が 市民課で、暗証番号の再設定 を申請する必要があります。	・市民課 ・各支所 ・各市民 センター 【問い合わせ】 市民課 TEL(0242) 39-1229	実施日以降 すみやかに 手続きをお 願いたし ます。	○本人 ○同一世帯 の方
○在留カード又は、 特別永住者証明書 (外国人登録証明書) ※外国人住民のみ	○住居表示変更通知書 ○在留カード又は、 特別永住者証明書 (外国人登録証明書) ○本人以外の同一世帯の方が 申請する場合は、窓口に来 られる方の本人確認書類が 必要です。	市民課のみ 【問い合わせ】 市民課 TEL(0242) 39-1229	実施日以降 すみやかに 手続きをお 願いたし ます。	○本人 ○同一世帯 の方

※ 「マイナンバー通知カード」(紙製・右イラスト)は、法改正に
より、令和2年5月25日付けで発行終了し、併せて住所変更等の
手続きもできなくなりました。現在の記載内容が正しいものについ
ては、個人番号の証明書類として継続して利用することができます
が、記載内容に変更があった場合、(今回のような住所変更など)
は、継続利用ができなくなります。

この機会に、マイナンバーカードの申請をご検討ください。



事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまで)	申請できる 方 (誰が)
○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療受給者証 ○重度心身障がい者医療費 助成受給者証 ○障がい福祉サービス受給 者証	○住居表示変更通知書 ○手帳 ○受給者証 ○マイナンバーカード (お持ちの方) ○代理人が申請する場合は 代理人の身分証明書	障がい者支 援課 TEL(0242) 39-1241	住居表示実施 日以降、すみ やかに手続き をお願いしま す。	○本人 ○本人から 委任され た方
○入札参加資格登録	●法人の場合 ①本店所在地が変わる場合 ・変更届 ・登記事項証明書の写し (申請日より3ヶ月以内 のもの) ②委任先の所在地が変わる 場合 ・変更届 ・委任状 ●個人の場合 ・変更届	契約検査課 TEL(0242) 39-1212	住居表示実施 日以降、すみ やかに手続き をお願いいた します。	○本人 ○代理人

【会津図書館】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまで)	申請できる 方 (誰が)
(会津図書館) ライブラリーカード ※住民基本台帳カードを ライブラリーカードと して使用されている方 も含む	○住居表示変更通知書 又は、 住居表示変更証明書 ○本人確認ができる書類 (運転免許証、保険証、 学生証等) ※ただし、小学生以下の方 は本人確認書類は不要	会津図書館 TEL(0242) 22-4711	住居表示実施 日以降、すみ やかに手続き をお願いいた します。	○本人

【農業委員会事務局】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまで)	申請できる 方 (誰が)
当該地域の土地で、登記 簿上の地目が「田・畑」 であり、地目変更登記を 検討している場合	・案内図 ・全部事項証明書 ・公図の写し	農業委員会 事務局 TEL(0242) 39-1351	手続き期限は ありません。 まずはご相談 ください。	○本人

【普通自動車・二輪車の車検証、軽二輪の届出済証】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまで)	申請できる 方 (誰が)
○普通自動車 ○小型二輪自動車 (250cc超～) ○軽二輪自動車 (125cc 超～250cc以下)	◎住居表示変更通知書 又は住居表示変更証 明書 ◎自動車検査証(又は 軽自動車届出済証) ○普通自動車の手続き を委任される場合、 所有者の委任状	福島運輸支局本 庁舎 福島市吉倉字吉 田 54 番地 TEL (050)5540-2015	住居表示実施 日以降、手続 きをお願いし ます。	○所有者又 は使用者 ○代理人 (普通自動 車には、 委任状が 必要)

※普通自動車の手続きを委任される場合、所有者からの委任状(押印不要)が必要です。

小型二輪・軽二輪の場合、申請書に所有者が記名し、代理人に委任します。(委任状は不要)

※自動車検査証の住所については、売却や廃車をする際に影響しますので、ご都合のよい
ときに住所変更のお手続きをお願いします。

◎お手数ですが、詳細につきましては申請先へご確認のうえ、お手続きください。

【軽自動車・軽トレーラーの車検証】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまで)	申請できる 方 (誰が)
○軽自動車 ○軽トレーラー	○住居表示変更通知書 又は住居表示変更証 明書 ○自動車検査証	軽自動車検査協 会福島事務所 福島市吉倉字谷 地 18 番 1 TEL (050) 3816-1837	住居表示実施 日以降、手続 きをお願いし ます。	○所有者 ○使用者 ○代理人 (委任状は 不要です)

※「住居表示実施に伴う変更後の住所」への変更を希望される場合は、軽自動車検査協会
の窓口で新住所の自動車検査証を無料で交付いたしますので、必要書類等をお持ちにな
りお申し出ください。

※自動車検査証の住所については、売却や廃車をする際に影響しますので、ご都合のよい
ときに住所変更のお手続きをお願いします。

◎お手数ですが、詳細につきましては申請先へご確認のうえ、お手続きください。

◎ 上記以外に下記の代行機関をご利用できますが、代行手数料が必要になります。

会津若松自家用自動車組合

所在地

会津若松市館馬町 12 番 18 号

電 話

(0242) 27-0210

【自動車運転免許証】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
○自動車運転免許証	◎自動車運転免許証 ◎住居表示変更通知書 ○本籍更正通知書 (住居表示実施区域内 に本籍がある方のみ)	会津若松警察署 TEL22-5454 ※下記機関でも 申請できます	実施日以降、 すみやかに手続き をお願いします。	○本人 ○同居の家族
≪その他申請できる機関≫ ※受付時間について、警察署、免許センターともに 平日(祝日を除く) 9:00~12:00 13:00~16:00 ○福島運転免許センター 所在地 福島市町庭坂字大原1番地の1 電 話 (024) 591-4372 ○郡山運転免許センター 所在地 郡山市大槻町字美女池上14番地の6 電 話 (024) 961-2100 ○福島県内の各警察署				

【注意】住居表示実施地区内に住所や本籍がある方は、運転免許証の記載事項変更手続きにあたり、以下の書類が必要になります。

住居表示実施区域内にあるもの	住居表示変更通知書 住居表示変更証明書	本籍更正通知書
「住所と本籍」がある方	○	○
「住所」のみがある方(本籍は区域外)	○	—
「本籍」のみがある方(住所は区域外)	—	○

※ 同居のご家族のひとりが、ご家族全員分の自動車運転免許証と必要書類をお持ちになっていただくと、まとめて手続きをすることができます。

※「車庫証明」については、住所変更手続きは不要です。

【電気】

電気の供給を契約している電力会社(小売電気事業者)へ連絡してください。

<東北電力株式会社と契約している場合>

- ①東北電力株式会社のご契約内容が確認できるお知らせ等の書類をご準備下さい。
- ②東北電力株式会社 カスタマーセンターへお電話いただき、「住居表示の実施により、住所が変更になった。」旨をお伝え下さい。
- ③お客さま番号、ご契約名義、旧住所と、「新しい住所」をお伝え下さい。

◆東北電力株式会社 カスタマーセンター ご契約のお申し込みフリーダイヤル

TEL: 0120-066-774 受付時間: 月~金曜(祝日除く) 午前9時~午後5時

※朝9時台は大変混み合いにつながっております。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

【年金】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何をもって)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	申請できる 方(誰が)
○共済年金・恩給・基金 等を受給及び加入	お手数ですが、各共済組合・恩給局・基金等へ直接お問い合わせください。			

【パスポート】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	申請できる 方(誰が)
○パスポート	パスポートの最終ページに【所持人記載欄】がある方は、現住所を二重線で消し、余白に、新住所をご自分で記入して下さい。 ※不明な点がある場合は、パスポートコーナー会津若松窓口 (Tel29-5220) へお問い合わせください。			

【その他】

- ① 勤務先、金融機関、保険会社などで住所変更が必要になる場合もありますので、お手数ですが、関係先へお問い合わせのうえ、手続きをお願いいたします。
- ② 各種手続きのうえで、業者等に代行を依頼する場合、代行費用についてはご負担いただくことになります。

●令和6年11月25日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただくもの

【不動産（土地・建物）】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が) ⑨
○不動産（土地・建物）所有者の住所 変更登記	○住居表示変更証明書 ○登記申請書 ○印鑑（認印）	福島地方法務局 若松支局 Tel (0242) 27-1501 (登記部門) ほか、土地・建 物の所在を管轄 する法務局	特に期限はありませんが、 <u>売買・贈与・抵当権設定等をする時には変更が必要になります</u> ので、必要に応じて手続きをお願いします。	○本人
○抵当権者等の住所 変更登記				○資格者代理人 (司法書士) ○法定代理人 (成年後見人 など)

※ 住居表示による住所変更登記申請に伴う登録免許税は、「住居表示変更証明書」（８ページ）を添付すれば免除されます。住居表示変更証明書は、市民課、各支所、各市民センターで無料で発行します。令和6年10月に各自に郵送されます「住居表示変更通知書」では免除されませんのでご注意ください。

⑨ 司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります（司法書士法第78条第1項）。

－不動産所有者の住所変更登記申請書記載方法－

住居表示実施区域内にお住まいの方で、不動産をお持ちの方は、登記簿に記載されている「所有者の住所」の変更手続きをしてください。下記及び次ページの注意事項及び19、20ページの記入例を参照のうえ、登記申請書の用紙に必要事項を記入して申請して下さい。

※なお、変更手続きは、令和6年11月25日以降にお願いします。

福島地方法務局若松支局では、住居表示が実施される令和6年10月21日から11月22日まで、公図・登記簿の更正作業に入りますので、登記事務は停止されます。この間、事前の住所変更登記申請は受理されませんのでご注意ください。

◇申請書記載にあたってのお願い

- (1)登記申請書の用紙は全ての世帯にお配りいたします。不足する場合は、コピー（A4）してご利用下さい。
- (2)不動産の表示の記載は、法務局の登記記録と合致しなければなりませんので、登記事項証明書・登記事項要約書等で確認して下さい。所在は、住居表示実施後の新しい所在となります。（登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料ですのでご注意ください）
- (3)パソコン（ワープロ）等で作成していただいても結構です。
紙質は長期間保存できる、A4判の上質紙などを使用して下さい。
- (4)手書きの場合、文字は黒ボールペン等ではっきり記入して下さい。鉛筆は使用できません。
- (5)申請書は添付書類と共に左とじにして提出して下さい。
- (6)申請書の様式については、法務局ホームページにも掲載しておりますのでご利用下さい。

【法務局ホームページ】

Yahoo や Google の検索エンジンから法務局を検索し、「法務局」⇒「不動産登記」⇒「申請の方法 申請書様式一覧」⇒「1 名義人の住所・氏名の変更」⇒「1-2 住居表示実施の場合」の順に進んで下さい。

◇書式の説明

所有者の登記上の住所を、住居表示の実施後の住所に一致させるために、住所変更の登記（登記名義人の住所についての変更の登記といいます）をする必要があります。

- (1)原因の日付は住居表示変更証明書に記載されている住居表示の変更期日を記載して下さい。
（登記上の住所が住居表示変更証明書の「実施前」と一致している場合に限りです。それ以外のときは、下記の◇その他(3)を参照して下さい。）
- (2)所有者の現在（変更後）の住所及び氏名を記載し、末尾に押印（認印）します。
- (3)所有者が複数の場合は変更後の事項欄に、共有者〇〇〇〇の住所と、続けて住居表示実施後の新住所を記載してください。
- (4)申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、登記所の担当者から連絡をするために、日中連絡のとれる電話番号を必ず記載して下さい。
- (5)住居表示変更証明書の添付があれば、登録免許税は無料です。
なお、不動産の表示は、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載して下さい。

◇手続きに必要なもの

- (1)登記申請書 …次ページの「記載例」を参考にしてください。
- (2)住居表示変更証明書
- (3)印鑑（認印） …念のため、登記申請書に押印したものと同一印鑑を持参してください。

◇その他

- (1)代理人による申請手続きには代理権限証書（委任状、後見登記事項証明書等）が必要です。
- (2)根抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続きが必要です。
- (3)住居表示実施前の直前の住所と登記簿に記載されている住所が異なるときは、その移転等の経過を証明するもの（住民票、戸籍附票など）が必要です。また、申請書の記載も記入例とは異なりますので、不明な点はお問い合わせ願います。
- (4)郵送による申請もできます。申請書を郵送する場合は、以下のものを同封し、封筒の表面に、「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。
①登記申請書、②住居表示変更証明書、③返信用封筒（定形封筒に460円切手を貼付の上、封筒の表面には、郵便番号・住所・氏名を記入して下さい）
登記が完了すると、簡易書留にて登記完了証を返送します。
- (5)会社や法人の代表者の方は、「会社等代表者の住所変更登記申請」が必要となります。

◇お問い合わせ先 （相談は予約制です。）

〒965-0873 会津若松市追手町6番11号 会津若松合同庁舎内
福島地方法務局若松支局 Tel 27-1501（登記直通）

登記申請書
記入例

5 cm以上
余白を空けて
下さい

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 令和6年10月21日住居表示実施
変更後の事項 住所 **会津若松市飯寺南〇丁目〇番〇号** ←単有の書き方
(共有者〇の住所 **会津若松市飯寺南〇丁目〇番〇号**) ←共有の書き方

略さず正確に記入

申請人 (住所) **会津若松市飯寺南〇丁目〇番〇号**

(氏名) **若松 太郎** 印

認印

連絡先の電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

日中の連絡先

☐登記完了証は、☐申請人 の住所地に郵送願います。
☐申請代理人

提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 福島地方法務局 若松支局 御中

添付情報 登記原因証明情報 (住居表示変更証明書)
代理権限証書 (代理申請の場合の委任状)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示
不動産番号
所在地番
地目
地積

会津若松市飯寺南〇丁目
〇〇〇番〇
宅地
〇〇〇. 〇〇㎡

不動産番号
所在地番
家屋番号
種類
構造
床面積

会津若松市飯寺南〇丁目〇〇番地の〇
〇〇〇番〇
居宅
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
1階 〇〇. 〇〇㎡
2階 〇〇. 〇〇㎡

・登記事項のとおり正確に記入。
・登記事項証明書、登記事項要約書で確認。
・所在には住居表示変更後の所在(飯寺南〇丁目)を記載。
なお、地番・家屋番号は変わりません。

※**赤文字**は申請者が
記入してください。

※不動産は土地地番で管理します。地名のみが変わり、地番は変わりません。
例) 門田町大字〇〇字〇〇12番3 ⇒ 飯寺南〇丁目12番3

委任状の記入例

委任状

代理人の住所・氏名

私は、住所 会津若松市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 法務 次郎

を代理人と定めて、

下記の登記申請に関する一切の権限を委任します。

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和6年10月21日住居表示実施

変更後の事項 住所 会津若松市飯寺南〇丁目〇番〇号

不動産の表示

1, 会津若松市飯寺南〇丁目〇〇〇番〇の土地

2, 会津若松市飯寺南〇丁目〇〇〇番地の〇 家屋番号〇〇〇番〇の建物

3,

4,

5,

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の住所・氏名

住所 会津若松市飯寺南〇丁目〇番〇号

氏名 若松 太郎 ㊞

認印

⑨ 司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります（司法書士法第78条第1項）。

9. 町名表示板・住居番号表示板、街区表示板の取付け

町名表示板、住居番号表示板は、家や事務所などの出入口や門柱等の道路から見やすいところに取付けます。市から委託された業者が取り付けに伺いますので、ご協力をお願いします。

【町名表示板】（6 cm×6 cm）（紺地アルミ板）



【住居番号表示板】

（縦6 cm×横12cm）

（紺地アルミ板）



【街区表示板】（縦 66cm×横 12cm）（紺地アルミ板）

各街区の四隅付近に、町名と街区符号を表す街区表示板を取り付けます。

市から委託された業者が、設置を必要とする場所の所有者等にご了承をいただき、取り付けに伺いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



10. 新築・改築をした場合は「住居番号付番届」が必要になります

令和6年10月21日以降に新築・改築される場合、基礎工事に着工したら住居番号付番届を市民課へ届け出て下さい。同じ場所に建て替える場合でも、改めて届け出が必要です。

この手続きにより交付される「（付番）通知書」は、建物の住所を通知するだけでなく、「家屋登記簿の所在地番と、住所が同じ場所であることを証明する書類」として、補助金等の申請手続きに必要となります。

◎「住居番号付番届」の届け出に必要な書類

- ①住居番号付番届の申請用紙 …市ホームページの他、市民課にあります。
- ② 新・改築建物の案内図 …付近の見取り図、住宅地図など
- ③ // 配置図 …敷地と建物の配置を示す図面
- ④ // 公 図 …法務局より取り寄せた土地の図面

※ ②～④の図面については、建築確認申請の添付図面のコピーで支障ありませんが、必ず原寸でコピーしてください。

※ インターネットで公図をダウンロードする場合、必ずA3用紙縦に印刷して下さい。

※ ハウスメーカー等の代理申請もできます（委任状は不要です）。

○住居番号が決まりますと、通知書と町名表示板・住居番号表示板を交付いたします。

届出から住居番号が決まるまで1週間ほどかかりますので、お早めに届け出て下さい。

11. よくあるお問い合わせ 【住居表示実施時】

●新しい住所、住居表示について

Q 1. 新住所を前もって知ることはできますか。

A 1. 10月中旬に、各個人・各事業所宛に住居表示変更通知書が郵送されます。その通知をもって、新しい住所を確認することができます。

Q 2. 8月以降に住居表示実施区域内に引越して居住する人も対象となりますか。

A 2. 令和6年10月21日現在において、住居表示実施区域内に住民登録がある方を対象としています。

●住居表示変更通知書・証明書について

Q 1. 住居表示変更通知書が足りなくなったら、コピーでも大丈夫ですか。

A 1. 住居表示変更通知書は、コピーが認められない可能性があります。それに代わるものとして住居表示変更証明書の交付を受けてください。市民課・各支所・各市民センターにて無料交付を行っております。

Q 2. 住居表示変更通知書の有効期限はありますか。

A 2. 有効期限の定めはありません。通知書を受け取る側の判断となるため、提出先にご確認をお願いします。発行日より〇日以内の証明書が必要となった場合は、住居表示変更証明書の交付を受けてください。

Q 3. 住居表示変更証明書について、同一世帯の家族でも委任状が必要でしょうか。

A 3. 同一世帯の家族については、委任状の必要はありません。
ただし、同一住所でも世帯を分けている方や、第三者に申請を依頼する場合は、委任状が必要になります。

Q 4. 住居表示変更証明書は、いつまで発行してもらえますか。

A 4. 発行の期限はありません。必要な枚数を無料で交付いたします。

●本籍について

Q 1. 住居表示実施区域内に本籍があり、（同じ戸籍の）子が別の住所地に住んでいます。子の本籍はどうなりますか。

また、本籍更正通知書は子の住所にも送付されますか。

A 1. 住居表示実施区域内に本籍がある方について、戸籍記載者全員の本籍の表示を職権で変更します。なお、本籍更正通知書を戸籍記載者全員に郵送します。

本籍更正通知書には、戸籍記載者全員の名前が記載されますのでご確認ください。

また、本籍更正通知書は別住所である子にも、送付されます。

Q 2. 本籍の表示を住所と同じ表示にすることはできませんか。

A 2. 転籍届をすることによって、「新町名」＋「街区符号」の組み合わせ（例：飯寺南〇丁目〇番）とすることもできます。市民課戸籍グループにご相談をお願いします。

Q 3. 本籍更正通知書の再発行はしてもらえますか。その際、手数料はかかりますか。

A 3. 市民課戸籍グループにて再発行します。手数料は無料です。

●土地・建物の登記について

Q 1. 夫婦共有名義で登記された不動産は、夫か妻のどちらか一方で、所有者住所変更の手続きができますか。

A 1. 共有者全員に出向いていただくことが基本となりますが、共有者が同一世帯の場合、（来れない方の自筆の）委任状があれば手続き可能です。パンフレットにあります委任状の記載例を参考に委任状を作成し、法務局に事前相談（電話予約が必要です）のうえ、手続きを進めてください。

Q 2. 不動産においては、どのような手続きが必要になりますか。

A 2. 不動産の表題部は、法務局の職権で変わりますが、所有者の住所変更（不動産登記名義人住所変更）は、ご本人が法務局に変更登記申請する必要があります。

事前に、市民課・各支所・各市民センターで住居表示変更証明書を取得します。

変更登記申請書を作成し、住居表示変更証明書を添付して、所有者本人が法務局で手続きすることによって登録免許税が免除（無料）になります。

※登記申請書・委任状の様式は、各戸配布資料の中に同封されています。

なお、所有者が亡くなった先代のままの相続財産であったり、ローン契約がある場合（根抵当権設定）など、手続きが複雑で専門家の司法書士に依頼する必要があるケースもあります。その際の司法書士報酬は自己負担となります。

このような複雑なケースの場合は、法務局に事前相談（電話予約が必要です）していただき、ご自身で手続き可能かどうか相談してください。

Q 3. 不動産の変更登記申請を司法書士に依頼した場合の費用はいくら位かかりますか。

A 3. 司法書士や依頼内容によって、司法書士報酬は異なります。直接、依頼する司法書士にご相談をお願いします。

Q 4. 所有者の住所変更登記の手続きは、いつから受け付けてもらえますか。

A 4. 福島地方法務局若松支局管内は、令和6年11月25日(月)からの申請受付となります。それ以前の変更登記申請は、受理されない場合もありますのでご注意ください。
なお、申請が受理されてから登記完了となるまでは、10日程度かかります。
※法務局において、令和6年10月21日（住居表示実施日）から令和6年11月24日まで、登記簿・公図の更正作業をしますので、登記閉鎖（登記事務の停止）になります。
ただし、若松支局管外の不動産については、その所轄の法務局に申請します。

Q 5. 不動産の住所変更登記は、数か月遅くなっても問題ありませんか。

A 5. 福島地方法務局若松支局の手続きは令和6年11月25日からとなりますが、この直後は窓口が大変混雑しますので、売買、相続、抵当権設定等に影響がなければ数か月後に所有者の住所変更手続きをしても差し支えありません。

Q 6. 住居表示実施区域内に不動産を所有していますが、私の住所は住居表示実施区域外にあります。手続きが必要ですか。

A 6. 住居表示実施区域外に住んでいる方は、住所に変更が生じないため手続き不要です。
住居表示実施区域内の不動産は、法務局において登記簿表題部の町名変更を行います。
また、令和6年11月頃に市から「住居表示実施に伴う町名の変更及び土地の所在、家屋の住所について（通知）」を発送します。

Q 7. 住居表示実施区域外に不動産を所有していますが、私の住所は住居表示実施区域内にあります。手続きが必要ですか。

A 7. ご自身の住所が変更になりますので、所有する不動産については、所有者の住所の変更が必要になりますので、不動産がある所轄法務局へお手続きをお願いします。

Q 8. 住居表示に伴う各種変更手続きを市の権限で行うことはできないのでしょうか。

また、司法書士等に依頼する代行手数料を、市で負担してもらえないのでしょうか。

A 8. 不動産の所有権に係る変更となるため、所有者本人に手続きをお願いしております（市が代行して手続きをすることはできません）。
また、ご自身で手続きをされる場合は無料となることから、代行手数料について市が負担することもできませんので、お手数料をおかけしますがご理解とご協力をよろしくお願いします。

●自動車運転免許証について

Q 1. 自動車運転免許証の住所変更はいつ行えばよいですか。

A 1. 15 ページに記載してあります【自動車運転免許証】に係る「手続き期限」をご参照ください。

ただし、住居表示実施区域内に本籍があり、本籍の表示が変わる方は、本籍更正通知書がないと本籍の変更ができませんので、ご注意ください。なお、本籍の表示が変わる方は、11 月上旬に本籍更正通知書が届く予定ですので、15 ページに記載された内容を参照の上、お手続きをお願いします。

●自動車車検証について

Q 1. 車検証の所有者住所は急いで変更しないと、自動車利用に支障が生じませんか。

A 1. 日常生活で自動車を利用する際に支障が生じる訳ではありません。

ただし、自動車の売却や廃車などによる名義変更等の手続きの際に、車検証の住所の表記が異なると手続きを進められないことがありますので、それまでにお手続きをお願いします。

Q 2. 車検証の住所変更手続きは、福島市にある福島運輸支局・軽自動車検査協会の窓口以外でも手続きできますか。

A 2. ディーラーや自家用自動車組合（館馬町の自動車会館）へ手続きを依頼することができますが、依頼した場合の代行手数料は自己負担になります。

令和 6 年 9 月現在における自家用自動車組合に依頼する場合の代行手数料は、軽自動車 4,400 円、普通自動車 5,500 円が目安となります。

また、福島市にあります福島運輸支局・軽自動車検査協会に直接出向き手続きをすることができます。その際、ご自分で住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書、必要書類を持参し、所有者又は使用者本人が変更手続きをすれば、無料で手続きができます。

Q 3. 自分で福島運輸支局・軽自動車検査協会の窓口に直接出向き車検証の住所変更を自分でする場合、車検証は即日交付されますか。

A 3. 手続きに不備がなければ、即日交付されます。

●マイナンバーカードについて

Q 1. 住所が変わることで、住民票等のコンビニ交付サービスや、健康保険証の機能等が使えなくなりませんか。

A 1. 現在のままでも引き続き利用できますが、カードの情報が古いままでは支障が生じる恐れがありますので、お早めの住所変更手続きをお願いします。

Q 2. マイナンバーカードは作り直すことになりますか。

A 2. 現在使用しているマイナンバーカードの追記欄に新住所を記入（券面変更）しますと、カードの作り直しはありません。ただし、カードの追記欄の記載がいっぱいになり余白がなくなってしまった場合は、カードの再発行（無料）をすることになります。

Q 3. 代理人がマイナンバーカードの住所変更手続きをすることができますか。（別世帯の場合）

A 3. マイナンバーカードの住所変更等の代理手続きにつきましては、数日かかりますので、事前に市民課へご相談をお願いします。

Q 4. マイナンバーカードの住所変更手続きはどうするのですか。

A 4. ○マイナンバーカードは身分証明書として使われますので、カード表面に記載されている住所を変更する手続き（券面変更）が必要です。マイナンバーカードを持って、市民課・各支所・各市民センターにてお手続きをお願いします。同一世帯のご家族の分もまとめてお手続きできます。この手続きは4桁の暗証番号が必要になります。暗証番号を忘れてしまった場合は、ご本人が市民課に暗証番号再設定を申請する必要がありますので、ご注意ください。

○e-Tax、ふるさと納税、証券取引など「インターネットを利用した認証や申請等の手続きをされる方」は、「署名用電子証明書の発行（住所データの更新）」も必要になります。この手続きには、署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁英数）が必要です。また、市民課でのみ受付となりますので、ご注意ください。

Q 5. マイナンバーカードの住所変更は、インターネットで自分でできませんか。

A 5. インターネットでは手続きができません。住所変更手続きの安全性を確保するため、本人確認の上、市民課・各支所・各市民センターの専用端末を使い暗証番号を入力し、住所データを書き換えます。

●その他の手続きについて

Q 1. 自分でやらなければならない手続きにおいて、かかる費用はすべて自己負担ですか。

A 1. 不動産の変更登記申請を司法書士に依頼する場合の司法書士に支払う報酬（25 ページ）や、自動車の車検証の住所変更をディーラーや自家用自動車組合（館馬町の自動車会館）（26 ページ）に依頼する場合は手数料が発生します。

また、その他の場合でも、手続き内容によっては、手数料等が発生することがありますので、お手数ですが必要に応じ、お手続き先へお問い合わせをお願いします。

Q 2. 住居表示実施後、勤務先に連絡する必要がありますか。

A 2. 住居表示実施後、お勤め先に住所変更があったことをお伝えしていただき諸手続きをお願いします。

Q 3. 税務署などの他の官公庁では、自動的に住所変更されないのでしょうか。

A 3. 税務署等の官公庁には、住居表示実施のお知らせをしておりますので、多くの場合、住所変更の届け出は必要ありません。

なお、個別具体的な案件があれば、直接、関係先にお問い合わせをお願いします。

Q 4. ローン契約、証券取引等がある場合は住所変更手続きが必要でしょうか。

A 4. 取引をしている金融機関等にお問い合わせをお願いします。

Q 5. 各種ポイントカードについては、手続きは必要ですか。

A 5. それぞれの窓口に住居表示変更通知書を提示しご確認をお願いします。

Q 6. 法人等の事業所の住所変更はどうするのですか。

A 6. 株式会社・有限会社・医療法人など、商業登記・法人登記されている会社等の場合、住居表示実施後（令和6年10月21日）から2週間以内に、本店所轄の法務局へ（本店又は支店の）所在地変更登記をする必要があります。

本社が福島県内にある会社等なら福島地方法務局（福島市）へ届けることになります。また、住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書を添付すれば、登録免許税は免除されます。

なお、本社が福島県外にある会社等につきましては、住居表示変更通知書で登録免許税が免除されるかどうかを本店管轄の法務局にご確認をお願いします。

法人登記されていない個人事業主等については、一般的には、特段のお手続きは必要ありません。しかしながら、業種や取引形態によっては届出が必要な場合もあります。

例えば、医療機関、薬局、鍼灸事業所などは、会津保健福祉事務所に住所変更を届け出る必要があります。

個別具体的な案件につきましては直接、関係先にお問い合わせください。

●令和6年10月21日以降、建物を新築・建て替えをした場合について

Q 1. 空き地のところに新築する予定なのですが、住所はどうなるのですか。

A 1. 建物の基礎工事が始まった頃に、市民課に住居番号付番届を届け出てください。届け出には、添付図面（案内図・配置図・公図）が必要なので、主にハウスメーカーが届け出るケースが多いです。届け出に基づき、現地確認の上、新しい住居番号を発行します。

Q 2. 同じ場所に建て替えるのですが、住居番号付番届は必要ですか。

A 2. 建て替えた場合も改めて届け出る必要があります。住居番号（○号）は建物に付番しますので、取り壊しと共に消滅します。

届け出に基づいて発行される（付番）通知書は、登記簿に記載される建物の所在地番と住所が同じ場所であることを証明する書類となります。

●郵便について

Q 1. 旧住所のままの郵便物は、いつまで届きますか。

A 1. 住居表示実施後2年間は、旧住所でも配達されます。それまでに、差出人に新住所のご連絡をお願いします。

Q 2. 郵便局に転居届の手続きが必要になりますか。

A 2. 住居表示実施による住所変更の場合は、郵便局に転居届をする必要はありません。

●町名表示板・住居番号表示板、街区表示板について

（※ 町名表示板・住居番号表示板について以下「プレート」といいます）

Q 1. プレート設置のために業者が来るようですが、身分証を持っていますか。

A 1. 市から委託された業者の社員が各戸を訪問します。
訪問する社員は、社員証を携帯しており、腕章をつけています。

Q 2. プレートの設置に業者が来た際、留守の時はどうするのでしょうか。

A 2. ○留守の場合、関係資料が入った封筒の中に、プレートの設置場所指定シールを同封しますので、希望する場所に設置場所指定シールを貼ってください。
再度訪問した時に設置場所指定シールが貼ってありましたら、その場所にプレートを取り付けます。
○再度訪問した際、留守及び設置場所指定シールも貼っていない場合は、裏面に強力両面テープを貼ったプレートをお届けしますので、ご自分で設置をお願いします。

Q 3. プレート設置場所指定シールは、不在の時のみ置いていくのですか。

A 3. 設置に伺った際にご不在だった時に置いていきます。設置希望箇所に貼っておいていただければ、再度訪問した時に、その場所に設置いたします。

Q 4. プレート設置場所指定シールは剥がれますか。外壁がめくれたりしませんか。

A 4. プレート設置場所指定シールは剥がれやすいものを使用しています。

Q 5. プレートは、どこに貼るのが望ましいですか。

A 5. ポスト、玄関、門柱などに設置するのが一般的です。カーポートの柱でも設置できます。所有者様からご希望の場所を確認して設置します。

Q 6. プレートの設置の際は、作業に立ち会うことはできますか。

A 6. 在宅の際には、設置作業に立ち合ってください、ご希望の場所に設置します。

Q 7. プレートについて業者が設置する場合、どのようにして取り付けますか。

A 7. 基本的には、コンクリートボンドで設置します。

Q 8. プレートは、各建物に必ず設置しなければならないのですか。

A 8. 法律上は設置が義務付けられており、ご理解ご協力をお願いします。

Q 9. アパートの場合、プレートはどのように設置しますか。

A 9. アパート管理業者と協議の上、1棟につき1枚のプレートを設置します。各部屋ごとに設置するわけではありません。なお、入居者には関係資料を各戸配布します。

Q 10. 街区表示板の設置依頼がきましたが、街区の角につけなければならないのですか。

A 10. 法律上、設置が義務付けられております。設置の際には、必ず所有者様の承諾を得てから設置します。



若松つつん



【住居表示に関するお問い合わせ先】

〒965-8601

会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所 市民課 総務グループ

電話：0242-39-1229（直通）

メール：simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp